

令和 7 年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る係数等について

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）及び香川県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金条例（平成29年香川県条例第37号。以下「条例」という。）の規定に基づき、令和 7 年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる係数等を次のとおり定めた。

令和 7 年 2 月 27 日

香川県知事 池田 豊人

項 目	係数等
一般納付金所得係数 （算定政令第 9 条第 5 項、条例第 7 条）	1
後期高齢者支援金等納付金所得係数 （算定政令第 1 0 条第 3 項、条例第 7 条）	1
介護納付金納付金所得係数 （算定政令第 1 1 条第 3 項、条例第 7 条）	1
一般納付金被保険者均等割指数 （算定政令第 9 条第 9 項、条例第 9 条）	0.7
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 （算定政令第 1 0 条第 7 項、条例第 9 条）	0.7
介護納付金納付金被保険者均等割指数 （算定政令第 1 1 条第 7 項、条例第 9 条）	0.7
一般納付金基礎額調整係数 （算定政令第 9 条第 8 項）	0.999999993379
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 （算定政令第 1 0 条第 6 項）	0.9999999986049
介護納付金納付金基礎額調整係数 （算定政令第 1 1 条第 6 項）	0.9999999944934